

第2章 計画の策定方針

1 計画策定の趣旨

本計画は、「教育基本法第17条第2項」※1に規定される「地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画」として、本市が目指すべき教育の理念、目標を明確にし、本市の教育振興の総合的・計画的な推進を図るために策定するものです。

2 計画の位置づけ

本計画は、国や県が策定する教育振興基本計画に示す内容を踏まえ、本市の最上位計画である「第12次倉吉市総合計画後期基本計画」※2との整合性を図るとともに、市長が定める「倉吉市教育大綱」の基本理念との共有を図るものであります。

また、「倉吉市こども計画」ほか市の関連計画とも連動させ、家庭、地域、学校が連携・協働することで本市の教育を推進させるその個別計画として位置づけます。

そして、学校教育のほか、社会教育、生涯学習・スポーツなど、教育に係るすべての施策を総合的・体系的に示す計画として策定し、広く市民を対象とします。



3 計画の期間

本計画の期間は、令和8年度から令和12年度までの5年間とします。

なお、この計画の実施期間においても、必要に応じて新しい教育課題に対する検討を進めるなど、迅速かつ的確な対応を行っていきます。

4 SDGsとの関連

SDGsは、2015年の国連サミットにおいて提唱された「誰一人取り残さない」持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標で、2030年までに持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットで構成されています。

本計画においても、「4 質の高い教育をみんなに」はもとより、示された17のゴールを念頭に置きそれら目標の達成に貢献することを目指すとともに、将来にわたって子どもたちが夢を持って生きていける持続可能な社会の実現を目指し、誰一人取り残すことのない教育の構築を推進していきます。



※1 教育基本法(抄):

(教育振興基本計画)

第17条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講すべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参照し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

※2 第12次倉吉市総合計画後期基本計画:

令和8年度から令和12年度までの5年間を計画期間とした本市の最上位計画。みんなで目指す倉吉市の将来都市像として「元気なまち、くらしよし、未来へ！」を掲げている。